

各教育・保育給付認定保護者の皆様

学校法人栄光学園
栄光幼稚園

令和3年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

子ども・子育て支援法において、教育に要する費用は、本来、市から各教育・保育給付認定保護者に対して支給し、その費用を各教育・保育給付認定保護者が各施設に支払うこととされていますが、確実に保育に要する費用に充てるため、市から各施設へ支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」といいます）。令和3年度において、栄光幼稚園が法定代理受領した額は、別表の額となります。

別表

(単位 円)

年齢	4歳以上児	3歳児	満3歳児
認定区分	教育標準時間	教育標準時間	教育標準時間
4月	38,538	55,498	55,498
5月	38,518	55,478	55,478
6月	38,488	55,448	55,448
7月	38,498	55,458	55,458
8月	30,828	47,788	47,788
9月	38,418	55,378	106,258
10月	38,418	55,378	106,258
11月	38,178	55,138	106,018
12月	36,398	53,358	104,238
1月	37,898	54,858	54,858
2月	37,158	54,118	104,998
3月	39,138	56,098	106,978
合計	450,476	653,996	959,276

※上記の額は、あくまで実績を御報告するものであり、これにより追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません。

また、上記は、月を通じて在籍した子どもに係る施設型給付費等の額であり、月の途中に入退所した子どもについては、在籍日数に応じた日割り計算を行うことにより、施設型給付費等の額を算出する必要があります。副食費が免除となる子どもについては、上記の月額につき、225円に1月あたりの給食実施日数を乗じて得た額を加算した額となります。